平成２３年（フ）第１７８０号
京都府宇治市木幡中村53番地　コーポラス木幡Ｂ棟203号
債務者　上西　保治
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８１号
京都府宇治市木幡中村53番地　コーポラス木幡Ｂ棟203号
債務者　上西　節子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４６号
京都府京田辺市大住女谷４番地の５　メロディーハイム松井山手213
債務者　辻　　純子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４号
京都市山科区大宅御供田町80番地２　デ・ラ・プレミール205号
債務者　重　　佳彦
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７２号
広島県東広島市黒瀬町楢原1633番地17
債務者　窪垣内美智子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２２５号
広島市佐伯区皆賀３丁目８番35―103号
債務者　木船　和恵（旧姓貫目）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３５３号
広島市安芸区矢野西５丁目19番26―102号
債務者　西田　亜樹
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４４２号
広島市南区旭１丁目３番27―501号
債務者　藤井　利雄
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７２号
広島県尾道市向島町5728番地１
債務者　小森　和也
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２８２号
福岡県豊前市大字四郎丸1063番地１、申立時の住所大分市大字竹矢2103番地の２
債務者　宿名　信子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５２８号
大分県別府市大字北石垣688番地の５、借入時の住所熊本県宇土市古城町518番地２
債務者　森島　静夫
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５２９号
大分県別府市大字北石垣688番地の５
債務者　森島　浩子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１１２号
鹿児島県奄美市名瀬矢之脇町15番５号
債務者　竹下　祥平
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１９号
沖縄県宮古島市平良字下里1009番地１　市営馬場団地６棟101号
債務者　池田　ヨシ
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第４６１号
山梨県甲府市堀之内町701番地　内藤ハイツ101号
債務者　松澤　和之
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７１号
山梨県笛吹市石和町松本222番地28　標住宅５号
債務者　窪田　善子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９３号
山梨県甲府市国母３丁目11番23号　レジデンス山下206号室
債務者　矢部　一惠
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係